

個別の作用法令で委任されていない事務・権限(事務処理規程等に基づくもの)に係る「当てはめ案」

■ 目次

NO	法律
1	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
2	統計法
3	商工会議所法
4	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
5	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
6	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
7	工業用水道事業法
8	河川法
9	外国為替及び外国貿易法
10	関税暫定措置法
11	計量法
12	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
13	自転車競技法
14	小型自動車競走法
15	航空機製造事業法
16	武器等製造法
17	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律
18	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
19	割賦販売法
20	中心市街地の活性化に関する法律
21	採石法
22	揮発油等の品質の確保等に関する法律
23	電気事業法
24	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法
25	租税特別措置法
26	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律
27	下請代金支払遅延等防止法

①

法令名： 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(H18法50)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
46②	移行期間内に認定又は認可を受けず解散したものとみなされた特例民法法人に関する解散の登記の囑託	—	—	—	—	—	法定			
69①	特例民法法人の合併の認可	—	—	—	—	—	法定			
69⑤	合併に係る申請書の受理及び送付(合併前旧主務官庁から合併後旧主務官庁への送付)	—	—	—	—	—	法定			
72②	特例民法法人の合併登記後の届出の受理	—	—	—	—	—	法定			
92	最初の評議員の選任に係る定めめの認可	—	—	—	—	—	法定			
96①	特定民法法人に対する必要な措置に係る命令	—	—	—	—	—	法定			
96②	特定民法法人に対する解散命令	—	—	—	—	—	法定			
96③	官報掲載	—	—	—	—	—	法定			
97	解散命令を行った特例民法法人に関する解散の登記の囑託	—	—	—	—	—	法定			
104②	公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する行政庁による意見聴取への回答	—	—	—	—	—	法定			
105	公益社団法人及び公益財団法人の認定及び不認定の通知の受理	—	—	—	—	—	法定			
106②	特定民法法人の解散の登記及び公益社団法人及び公益財団法人の設立の登記をした旨の届出の受理	—	—	—	—	—	法定			

①

法令名： 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(H18法50)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
108②	公益社団法人及び公益財団法人の認定後の行政庁への事務の引継ぎ	—	—	—	—	—	法定			
109②	公益認定に関する登記を怠ることによる認定の取消しの通知の受理	—	—	—	—	—	法定			
109⑤	移行期間満了の日後に認定取消処分を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託	—	—	—	—	—	法定			
110②	移行期間満了の日後に認定しない処分を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託	—	—	—	—	—	法定			
120④	一般社団法人及び一般財団法人の認可に関する行政庁による意見聴取への回答	—	—	—	—	—	法定			
120⑤	一般社団法人及び一般財団法人の認可及び不認可の通知の受理	—	—	—	—	—	法定			
<106②>	特定民法法人の解散の登記及び一般社団法人及び一般財団法人の設立の登記をした旨の届出の受理	—	—	—	—	—	法定			
<110②>	移行期間満了の日後に認可しない処分を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託 ※121②において準用	—	—	—	—	—	法定			
<109②>	認可に関する登記を怠ることによる認可の取消しの通知の受理 ※131③において準用	—	—	—	—	—	法定			
<109⑤>	移行期間満了の日後に認可取消処分を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託 ※131⑤において準用	—	—	—	—	—	法定			

②

法令名: 統計法(H19法53)  
 経済産業省生産動態統計調査規則(S28省令11)  
 経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則(S55省令30)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
生動規則 9	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)						今回照会の対象外
生動規則 11	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)						同上
生動規則 13②	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)						同上
生動規則 16	経済産業省生産動態統計調査の統計調査員の設置に係る事務						同上
生動規則 20②	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)						同上
石消規則 8	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)						同上
石消規則 9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)						同上
石消規則 10②	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)						同上
石消規則 20②	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)						同上

  

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			今回照会の対象外
			同上

※ 「生動規則」=経済産業省生産動態統計調査規則、「石消規則」=経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則

③ 法令名： 商工会議所法(S28法143)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
27①	設立の認可	—	—	—	—	—
27③	設立の認可に当たっての都道府県への意見の聴取	—	—	—	—	—
28	設立の認可又は不認可の通知	—	—	—	—	—
46②	定款変更の認可(第25条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで、第12号から第15号まで及び第18号の事項に係るものに限る)	—	—	—	—	—
<27③>	商工会議所の定款変更の認可に当たっての都道府県への意見の聴取 ※46④において準用	—	—	—	—	—
<28>	定款変更の認可又は不認可の通知 ※46④において準用	—	—	—	—	—
58①	報告の徴収及び検査	—	—	自治	令7①VI	事後報告6② (令7②)
59①	警告及び業務の一部の停止	—	—	自治	令7①VII	事後報告6② (令7②)
59②	地区の変更又は解散の勧告	—	—	—	—	—
59④	業務の一部の停止、設立認可の取消し、地区の変更又は解散の勧告に当たっての都道府県への意見の聴取	—	—	自治	令7①VII	—
60②	解散の認可	—	—	—	—	—
<28>	解散の認可又は不認可の通知 ※60④において準用	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議	
法定			
法定			
法定		事前協議	
法定			
法定			
自治	○	事後報告	
自治	○	事後報告	
法定		事前協議 指示	
自治	○		
法定		事前協議	
法定			

③ 法令名： 商工会議所法(S28法143)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
60の2②	合併の認可	—	—	—	—	—
<27③>	合併の認可に当たっての都道府県への意見の聴取 ※60の2⑤において準用	—	—	—	—	—
<28>	合併の認可又は不認可の通知 ※60の2⑤において準用	—	—	—	—	—
61	清算人の選任	—	—	—	—	—
62①②	財産処分の方法の認可	—	—	—	—	—
<28>	財産処分の方法の認可又は不認可の通知 ※62④において準用	—	—	—	—	—
62の3	清算結了の届出の受理	—	—	—	—	—
	検査及び業務の一部停止に係る経済産業大臣への報告の受理	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議	
法定			
法定			
法定		事前協議	
法定		事前協議	
法定		事前協議	
法定			
法定			

④ 法令名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
5①	事業再構築計画の認定	—	—	—	—	—	法定		事前協議	
6①	事業再構築計画の変更の認定	—	—	—	—	—	法定		事前協議	
6②	事業再構築計画の認定の取消し	—	—	—	—	—	法定		事前協議 指示	
6③	事業再構築計画の変更の指示又は認定の取消し	—	—	—	—	—	法定		事前協議 指示	
7①	経営資源再活用計画の認定	—	—	—	—	—	法定		事前協議	
8①	経営資源再活用計画の変更の認定	—	—	—	—	—	法定		事前協議	
8②	経営資源再活用計画の認定の取消し	—	—	—	—	—	法定		事前協議 指示	
8③	経営資源再活用計画の変更の指示又は認定の取消し	—	—	—	—	—	法定	○ (変更の指示 についてのみ)	事前協議 指示	
9①	経営資源融合計画の認定	—	—	—	—	—	法定		事前協議	
10①	経営資源融合計画の変更の認定	—	—	—	—	—	法定		事前協議 指示	
10②	経営資源融合計画の認定の取消し	—	—	—	—	—	法定		事前協議 指示	
10③	経営資源融合計画の変更の指示又は認定の取消し	—	—	—	—	—	法定		事前協議 指示	

④ 法令名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
11①	資源生産性革新計画の認定	—	—	—	—	—	法定		事前協議	
12①	資源生産性革新計画の変更の認定	—	—	—	—	—	法定		事前協議	
12②	資源生産性革新計画の認定の取消し	—	—	—	—	—	法定		事前協議 指示	
12③	資源生産性革新計画の変更の指示又は認定の取消し	—	—	—	—	—	法定		事前協議 指示	
14①	事業革新新商品生産設備導入計画の認定	—	—	—	—	—	法定		事前協議	
15①	事業革新新商品生産設備導入計画の変更の認定	—	—	—	—	—	法定		事前協議	
15②	事業革新新商品生産設備導入計画の認定の取消し	—	—	—	—	—	法定		事前協議 指示	
15③	事業革新新商品生産設備導入計画の変更の指示 又は認定の取消し	—	—	—	—	—	法定		事前協議 指示	
16①	資源制約対応製品生産設備導入計画の認定	—	—	—	—	—	法定		事前協議	
17①	資源制約対応製品生産設備導入計画の変更の認定	—	—	—	—	—	法定		事前協議	
17②	資源制約対応製品生産設備導入計画の認定の取消し	—	—	—	—	—	法定		事前協議 指示	
17③	資源制約対応製品生産設備導入計画の変更の指示 又は認定の取消し	—	—	—	—	—	法定		事前協議 指示	

④ 法令名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
21①	株式の併合に関する特例に係る認定	—	—	—	—	—	法定		事前協議	
21の3①	全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例に係る認定	—	—	—	—	—	法定		事前協議	
41①	中小企業再生支援業務を行う者の認定	—	—	—	—	—	法定		事前協議	
44	認定支援機関に対する改善命令	—	—	—	—	—	法定	○	事前協議	
45	認定支援機関の認定の取消し	—	—	—	—	—	法定		事前協議 指示	
73①	報告の徴収	—	—	—	—	—	法定	○	指示	
73②	認定支援機関に対する業務実施状況に関する報告の徴収	—	—	—	—	—	法定	○	指示	

⑤ 法令名： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(H11法18)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
法8	特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認 (エンジェル税制対象企業及び個人投資家の要件 (租税特別措置法37の13、37の13の2及び41の19に よる課税の特例を受ける為の要件)の確認)	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議	

⑥ 法令名： 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(H23法29)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
39①	東日本大震災の被災者等が震災による滅失建物等に代替する建物等を取得した場合の登録免許税免税措置に係る被災代替建物であることの証明	—	—	—	—	—	法定	事前協議		
		—	—	—	—	—				
		—	—	—	—	—				
		—	—	—	—	—				
		—	—	—	—	—				
		—	—	—	—	—				
		—	—	—	—	—				
		—	—	—	—	—				

⑦

## 法令名： 工業用水道事業法(S33法84)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
7	氏名等の変更の届出の受理(地域公共団体以外の者による)	—	—	—	—	—
8②	地方公共団体以外の者による事業の承継の届出受理	—	—	—	—	—
9①	事業休止及び廃止の届出の受理	—	—	—	—	—
13	給水開始前の届出の受理	—	—	—	—	—
21①②	自家用工業用水道の布設・変更・廃止の届出の受理	—	—	—	—	—
23①②	工業用水道事業及び自家用工業用水道に関する報告の受理	—	—	—	—	—
施行令① ただし書	水質測定項目免除の承認	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
			今回照会 の対象外

⑧ 法令名： 河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
16②	河川管理者による河川整備基本方針の策定における手続き	—	—	—	—	—	—	—
35①	国土交通大臣が、水利使用に関し河川法の許可申請を受ける場合に、その申請の処分について国土交通大臣の協議を受けるもの。	—	—	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			今回照会の対象外
法定	○	事前協議	

以下、経済産業省回答。  
 ※ (16②)について)経産局長と連絡を諮ることの調整規定であり、法令に基づく事務・権限ではないので、議論の対象外とする。

外国為替及び外国貿易法(S24法228)  
 輸出貿易管理令(S24政令378)  
 輸入貿易管理令(S24政令414)  
 輸入貿易管理規則(S24省令77)  
 貿易関係貿易外取引等に関する省令(H10省令8)

⑨ 法令名:

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
25①	役務取引の許可のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの	—	—	—	—	—
省令2	役務取引の許可の有効期間の設定又は延長	—	—	—	—	—
48①	輸出許可のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの 輸入証明書の発給	—	—	—	—	—
67①	輸出許可及び役務取引許可に条件を付すること 輸出承認に条件を付すること	—	—	—	—	—
輸出令2 ①	輸出承認のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの	—	—	—	—	—
輸出令7	輸出許可に係る事後審査のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの 輸出承認に係る事後審査のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの	—	—	—	—	—
輸出令8 ②	輸出許可の有効期間の設定又は延長 輸出承認の有効期間の設定又は延長	—	—	—	—	—
輸入令3 ①	輸入に係る事前確認のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの	—	—	—	—	—
輸入令4 ①	輸入承認のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの	—	—	—	—	—
輸入令5 ②	輸入承認の有効期間の設定及び延長の承認	—	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議	
			今回照会の対象外
法定		事前協議	
法定		事前協議	
			今回照会の対象外
			同上

⑨

法令名：

外国為替及び外国貿易法(S24法228)  
 輸出貿易管理令(S24政令378)  
 輸入貿易管理令(S24政令414)  
 輸入貿易管理規則(S24省令77)  
 貿易関係貿易外取引等に関する省令(H10省令8)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
輸入令9 ①	輸入割当ての承認のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの 委託輸入の確認(輸入割当て)のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの	—	—	—	—	—
輸入令11 ①	輸入割当てに条件を付すること	—	—	—	—	—
規則2④	輸入割当ての有効期間の設定及び延長の承認	—	—	—	—	—
規則2の2 ⑤	輸入割当ての有効期間の設定及び延長の承認	—	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			同上

⑩

法令名：

関税暫定措置法(S35法36)

関税割当制度に関する政令(S36政令153)

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令(H17政令35)

重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令(S36通商産業省令35)

経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令(H17経済産業省令8)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
法8の5② 法8の6 政令2① ③ メキシコ政令 1①⑨	関税割当申請書の受理(事前審査及び事後審査も含む)及び関税割当証明書の発給	—	—	—	—	—
法8の5② 法8の6 省令4① ② メキシコ省令 4①②	関税割当証明書分割申請書の受理(事前審査及び事後審査も含む)及び分割証明書の交付	—	—	—	—	—
法8の5② 法8の6 省令3 メキシコ省令 3	関税割当証明書有効期間延長申請書の受理(事前審査及び事後審査も含む)及び有効期間延長の承認	—	—	—	—	—
法8の5② 法8の6 省令5 メキシコ省令 5	関税割当証明書の返納の受理(事前審査及び事後審査も含む)	—	—	—	—	—
法8の5② 法8の6 省令6 メキシコ省令 6	関税割当証明書の内容変更等の受理(事前審査及び事後審査も含む)及び承認	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議	

⑩

法令名:

関税暫定措置法(S35法36)  
 関税割当制度に関する政令(S36政令153)  
 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令(H17政令35)  
 重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令(S36通商産業省令35)  
 経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令(H17経済産業省令8)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	

※ 「メキシコ政令」=経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令、「メキシコ省令」=経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令

⑪

法令名： 計量法(H4法51)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
125	計量士国家試験	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			今回照会 の対象外

⑪

法令名： 計量法(H4法51)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	

以下、経済産業省回答。

※ 本件の事務は今年度から市場化テストの一環として民間事業者において実施されており、現在経済産業局において実施されていない(※本件の事務は平成25年度まで実施。なお、平成26年度以降の取扱いについては平成25年度において検討するため、現時点では未確定であるが、引き続き民間事業者において実施することが想定される。)。したがって、そもそも本件の事務は権限委譲の検討の対象外。

⑫

法令名： 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(H4法75)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
33の2	特定国際種事業の届出の受理	—	—	—	—	—
33の4①	特定国際種事業を行う者に対する指示	—	—	—	—	—
33の4②	特定国際種事業を行う者に対する業務の停止命令	—	—	—	—	—
<30③④>	特定国際種事業の変更及び廃止届出の受理 ※33の5において準用	—	—	—	—	—
<33①③ ④>	報告徴収及び立入検査 ※33の5において準用	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			例外 P

⑬

法令名： 自転車競技法(S23法209)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
2	競輪の開催届の受理	—	—	—	—	—
4①②⑤ ⑨(5④)	競輪場等の設置、移転、設置者の地位の承継の許可申請等及び道路を使用する競輪の開催許可申請の受理に係る事務(経由)	—	—	—	—	—
7②	競輪施行の調整に関する指示に係る事務 (年度開催計画の届出経由事務及び日取り調整会議の開催)	—	—	—	—	—
17②④ (19②)	競輪施行者が交付する交付金の交付期限の延長(再延長)に関する協議の届出の受理に係る事務(経由)	—	—	—	—	—
24②	競輪施行者が交付期限の延長を受けた交付金を、競輪の開催停止に必要な経費に充てる場合の経済産業大臣への協議の届出等の受理に係る事務(経由)	—	—	—	—	—
50	競輪施行者等に対する法律の施行の確保のため必要な命令	—	—	—	—	—
51①、②	競輪施行者に対する競輪開催の制限に関する命令、競輪場等の設置者に対する業務の制限に関する命令	—	—	—	—	—
53①	競輪施行者等に対する報告徴収又は立入検査(競輪場及び場外車券売場の施設改修計画の事前報告及び調査)	—	—	—	—	—
規則18① ②	競輪場等の施設若しくは周辺環境の改善に資するための競輪(施設等改善競輪)の開催の届出の受理に係る事務(経由)	—	—	—	—	—
規則34① ②	競輪開催後の報告及び競輪の実施に関する事故の報告の受理に係る事務(経由)	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			個表(1.11付照会)に記載あり
			今回照会の対象外
法定		事前協議	
			今回照会の対象外
			同上
法定	○	事前協議指示	
法定	○	事前協議指示	
法定	○	指示	
			今回照会の対象外
			同上

⑬

法令名： 自転車競技法(S23法209)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
—	一部事務組合の構成員の変更届の受理に係る事務(経由)	—	—	—	—	—
—	大臣賞の交付申請の承認申請の受理に係る事務(経由)	—	—	—	—	—
—	競輪場別年間開催計画書及び競輪施行者別年間開催計画書の届出・変更の受理に係る事務(経由)	—	—	—	—	—
—	違法払戻に関する車券の発売停止命令	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			根拠条文 なし

⑭

法令名： 小型自動車競走法(S25法208)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4	小型自動車競走の開催に関する届出の受理に係る事務(経由)	—	—	—	—	—
6①⑨(8④)	小型自動車競走場等の設置、移転、設置者の地位の承継の許可申請等の受理に係る事務(経由)	—	—	—	—	—
21②④(23②)	小型自動車競走施行者が交付する交付金の交付期限の延長(再延長)に関する協議の届出の受理に係る事務(経由)	—	—	—	—	—
25②	小型自動車競走施行者が交付期限の延長を受けた交付金を、競輪の開催停止に必要な経費に充てる場合の経済産業大臣への協議の届出等の受理に係る事務(経由)	—	—	—	—	—
10②	小型自動車競走施行の調整に関する指示に係る事務(日取り調整会議の開催)	—	—	—	—	—
54	小型自動車競走施行者等に対する法律の施行の確保のため必要な命令	—	—	—	—	—
55①②	小型自動車競走施行者に対する小型自動車競走の開催の制限に関する命令、小型自動車競走場等の設置者に対する業務の制限に関する命令	—	—	—	—	—
57①	小型自動車競走施行者等に対する報告徴収又は立入検査 (小型自動車競走場及び場外車券売場の施設改修計画の事前報告及び調査)	—	—	—	—	—
規則16①②、16の2①②	小型自動車競走場等の施設若しくは周辺環境の改善に資するための競走(施設等改善競走)及び競走の事業の活性化の推進に資するための競走(事業活性化推進競走)の開催の届出の受理に係る事務(経由)	—	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			個表(1.11付照会)に記載あり
			今回照会の対象外
			同上
			同上
法定		事前協議	
法定	○	事前協議指示	
法定	○	事前協議指示	
法定	○	指示	
			今回照会の対象外

⑭

法令名： 小型自動車競走法(S25法208)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
規則32① ②	小型自動車競走開催後の報告及び小型自動車競走の実施に関する事故の報告の受理に係る事務(経由)	—	—	—	—	—
	小型自動車競走場別年間開催計画書及び小型自動車競走施行者別年間開催計画書の届出・変更の受理に係る事務(経由)	—	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			同上
			同上

⑮

法令名： 航空機製造事業法(S27法237)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
2の9②	許可事業者の設備の検定	—	—	—	—	—
<2の9②>	届出事業者の設備の検定 ※3の2②において準用	—	—	—	—	—
6②	航空機の製造方法に関する設備及び作業者の技術の検定	—	—	—	—	—
8②	航空検査技術者の選任の届出の受理	—	—	—	—	—
8⑥	航空機の製造確認に関する届出の受理	—	—	—	—	—
<8②>	航空検査技術者の選任の届出の受理 ※10②において準用	—	—	—	—	—
<8⑥>	航空機の修理確認に関する届出の受理 ※10②において準用	—	—	—	—	—
<8②>	航空検査技術者の選任の届出の受理 ※12②において準用	—	—	—	—	—
<8⑥>	航空機用機器の製造証明に関する届出の受理 ※12②において準用	—	—	—	—	—
<6②>	航空機の修理方法に関する設備及び作業者の技術の検定 ※9②において準用	—	—	—	—	—
11①	航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する設備又は技術者の技術の検定	—	—	—	—	—
<6②>	航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する設備又は技術者の技術の検定 ※11②において準用	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事前協議 指示	
法定	○	事前協議 指示	
法定		事前協議	
法定			
法定	○	事前協議	
法定	○	事前協議	

⑮

法令名： 航空機製造事業法(S27法237)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
14①	航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する 設備又は技術者の技術の検定	—	—	—	—	—	法定	○	事前協議	
<6②>	航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する 設備又は技術者の技術の検定 ※14②において準用	—	—	—	—	—	法定	○	事前協議	

⑩

法令名： 武器等製造法(S28法145)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
4	武器の製造の許可	—	—	—	—	—
11①	武器の保管について定めた保管規程の認可	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議	
法定		事前協議	

⑰

法令名： ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(H4法53)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3	募集の届出	—	—	—	—	—	法定			
4	募集の届出(保証委託後)	—	—	—	—	—	法定			
		—	—	—	—	—				
		—	—	—	—	—				
		—	—	—	—	—				
		—	—	—	—	—				
		—	—	—	—	—				
		—	—	—	—	—				

⑱

法令名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（S42法149）

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
令13⑨	都道府県が処理する事務の報告	—	—	—	—	—	今回照会 の対象外
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			今回照会 の対象外

⑱

法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
11	前払式割賦販売業に係る許可	—	—	—	—	—
15③	前払式割賦販売業に係る不許可通知	—	—	—	—	—
18の6②	前払式割賦販売業に係る地位の承継に関する届出	—	—	—	—	—
19①	前払式割賦販売業に係る許可申請書記載事項の変更届出	—	—	—	—	—
19②	前払式割賦販売業に係る約款変更の届出	—	—	—	—	—
19③	前払式割賦販売業に係る約款変更命令	—	—	—	—	—
20①	前払式割賦販売業に係る契約締結禁止命令(純資産比率違反)	—	—	—	—	—
20②	前払式割賦販売業に係る契約締結禁止命令(純資産比率違反)の取消	—	—	—	—	—
20の2①	前払式割賦販売業に係る改善命令	—	—	—	—	—
23①	前払式割賦販売業に係る許可取消	—	—	—	—	—
23②	前払式割賦販売業に係る契約締結の禁止及び許可取消	—	—	—	—	—
23⑤	前払式割賦販売業に係る許可取消の通知	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議	
法定			
法定			
法定			
法定	○	事前協議指示	
法定		事前協議指示	
法定		事前協議指示	
法定			

⑱

法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
24	前払式割賦販売業に係る処分の公示(許可取消)	—	—	—	—	—
26①	前払式割賦販売業に係る営業廃止届	—	—	—	—	—
<24>	前払式割賦販売業に係る営業廃止の公示 ※26②において準用	—	—	—	—	—
35の3の 61	前払式特定取引業に係る許可	—	—	—	—	—
<15③>	前払式特定取引業に係る不許可通知 ※35の3の62において準用	—	—	—	—	—
<18の6② >	前払式特定取引業に係る地位の承継に関する届出 ※35の3の62において準用	—	—	—	—	—
<19①>	前払式特定取引業に係る許可申請書記載事項の 変更届出 ※35の3の62において準用	—	—	—	—	—
<19②>	前払式特定取引業に係る約款変更の届出 ※35の3の62において準用	—	—	—	—	—
<19③>	前払式特定取引業に係る約款変更命令 ※35の3の62において準用	—	—	—	—	—
<20①>	前払式特定取引業に係る契約締結禁止命令(純資 産比率違反) ※35の3の62において準用	—	—	—	—	—
<20②>	前払式特定取引業に係る契約締結禁止命令(純資 産比率違反)の取消 ※35の3の62において準用	—	—	—	—	—
<20の2① >	前払式特定取引業に係る改善命令 ※法35の3の62において準用	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
法定			
法定			
法定		事前協議	
法定			
法定			
法定			
法定	○	事前協議 指示	

⑱

法令名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
<23①>	前払式特定取引業に係る許可取消 ※35の3の62において準用	—	—	—	—	—
<23②>	前払式特定取引業に係る契約締結の禁止及び許可取消 ※35の3の62において準用	—	—	—	—	—
<23⑤>	前払式特定取引業に係る許可取消の通知 ※35の3の62において準用	—	—	—	—	—
<24>	前払式特定取引業に係る処分の公示(許可取消) ※35の3の62において準用	—	—	—	—	—
<26①>	前払式特定取引業に係る営業廃止届 ※35の3の62において準用	—	—	—	—	—
<26②>	前払式特定取引業に係る営業廃止の公示 ※35の3の62において準用	—	—	—	—	—
39の2	信用購入あっせん業に係る登録等に関する意見聴取	—	—	—	—	—
39の3	信用購入あっせん業に係る経済産業大臣への意見の処理	—	—	—	—	—
39の4	信用購入あっせん業に係る関係行政機関への照会等	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議 指示	
法定		事前協議 指示	
法定			
法定			
法定			
法定	○	指示 (②について)	
—	○ (意見の名あて 人)		(経産局長は 意見の受け 手であり、行 為者(意見を 述べる者)は 警察庁長官)
法定	○	指示	

⑳

法令名： 中心市街地の活性化に関する法律(H10法92)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
40④⑤	特定民間中心市街地活性化事業計画(特定商業施設等整備事業に限る。)の認定	—	—	—	—	—
41①②③	特定民間中心市街地活性化事業計画(特定商業施設等整備事業に限る。)の変更認定等	—	—	—	—	—
40④⑤	特定民間中心市街地活性化事業計画(中小小売商業高度化事業に限る。)の認定	—	—	—	—	—
41①②③	特定民間中心市街地活性化事業計画(中小小売商業高度化事業に限る。)の変更認定等	—	—	—	—	—
49	認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し行う、特定民間中心市街地活性化事業計画(特定商業施設等整備事業に限る。)についての指導及び、助言	—	—	—	—	—
50	認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し行う、特定民間中心市街地活性化事業(特定商業施設等整備事業に限る。)の実施状況についての報告の徴収	—	—	—	—	—
49	認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し行う、特定民間中心市街地活性化事業計画(中小小売商業高度化事業に限る。)についての指導及び、助言	—	—	—	—	—
50	認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し行う、特定民間中心市街地活性化事業(中小小売商業高度化事業に限る。)の実施状況についての報告の徴収	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議	
			※1
法定	○	指示	
			※2
法定	○	指示	

⑳

法令名： 中心市街地の活性化に関する法律(H10法92)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	

以下、経済産業省回答。

※1 法第49条(指導及び助言)は、国及び地方公共団体が行うことができることとされている。つまり、現状においても広域連合が当該事務を行うことができるため、移譲の議論には馴染まないことに留意が必要。

(指導及び助言)

第四十九条 国及び地方公共団体は、認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し、認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

※2 法第49条(指導及び助言)は、国及び地方公共団体が行うことができることとされている。つまり、現状においても広域連合が当該事務を行うことができるため、移譲の議論には馴染まないことに留意が必要。

(指導及び助言)

第四十九条 国及び地方公共団体は、認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し、認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る事業を的確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

⑳

法令名： 採石法(S25法291)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
規則11	業務の状況に関する報告					



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			今回照会 の対象外

㉒

法令名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律（S51法88）

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
規則14の 2①	生産(確認)揮発油品質維持計画の認定に係る業務					
規則14の 6①	生産(確認)揮発油品質維持計画の変更の届出に係る業務					
規則14の 7①	生産(確認)揮発油品質維持計画の終了日の変更認定に係る業務					
規則14の 8	生産(確認)揮発油品質維持計画の取消しに係る業務					
規則17の 2①	揮発油特定加工品質確認計画の認定に係る業務					
規則17の 3②	揮発油特定加工品質確認計画の規格適合確認の届出に係る業務					
規則17の 5①	揮発油特定加工品質確認計画変更の認定に係る業務					
規則17の 6①	揮発油特定加工品質確認計画変更の届出に係る業務					
規則17の 7①	揮発油特定加工品質確認計画の終了日の変更認定に係る業務					
規則17の 8	揮発油特定加工品質確認計画の認定の取り消しに係る業務					
規則25の 2①	軽油特定加工品質確認計画の認定に係る業務					
規則25の 3②	軽油特定加工品質確認計画の認定規格適合確認の届出に係る業務					



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			今回照会の対象外
			同上

㉒

法令名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律（S51法88）

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
規則25の 5④	軽油特定加工品質確認計画の変更の認定に係る業務								同上	
規則25の 6④	軽油特定加工品質確認計画の変更の届出に係る業務								同上	
規則25の 7④	軽油特定加工品質確認計画の終了日の変更認定に係る業務								同上	
規則25の 8	軽油特定加工品質確認計画の認定の取り消しに係る業務								同上	

㉓

法令名： 電気事業法(S39法170号)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
規則3①	電力共同抑制申請書における申請の受理	—	—	—	—	—
規則3②	電力共同抑制申請書における申請内容の確認及び関係電気使用者の指定	—	—	—	—	—
規則3④	指定関係電気使用者による電力共同抑制申請書の変更における申請の受理、申請内容の確認及び指定関係電気使用者の指定	—	—	—	—	—
規則3⑤	指定関係電気使用者による電力共同抑制取消し申請の受理	—	—	—	—	—
規則3⑥、⑦	指定関係電気使用者の指定の取消し	—	—	—	—	—
規則8	特定指定期間等における電気の使用状況に関する報告書の受理	—	—	—	—	—
規則10③	指定関係電気使用者の指定又は指定の取消しに関する通知	—	—	—	—	—
使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等(告示)5②	制限緩和申請書における申請の受理及び内容の確認	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			今回照会の対象外
			同上

㉓

法令名： 電気事業法(S39法170号)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等(告示)5④	制限緩和の通知	—	—	—	—	—
使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等(告示)5⑤	特定指定期間等における小口需要設備に係る電気の使用状況に関する報告書の受理	—	—	—	—	—
103①	都道府県知事又は指定都市の長が河川法に基づき発電水力の利用に関する申請を受けた場合に、その報告を受け、意見を述べるもの。	—	—	—	—	—
103②	103条1項により意見を求められた場合は、国土交通大臣に協議を行う。	—	—	—	—	—
103③	都道府県知事又は指定都市の長が河川法に基づき発電水力の利用に関する申請を受けた場合(103条1項の場合を除く)に、必要に応じて、都道府県知事又は指定都市の長に対して勧告を行う。	—	—	—	—	—

権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			同上
			同上
法定	○	事前協議	
法定	○	事前協議	
法定	○	事前協議	

※「規則」=電気使用制限等規則

②④

法令名： 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(H14法62)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
9②	新エネルギー等発電設備の認定	—	—	—	—	—
9④	新エネルギー等発電設備の取消	—	—	—	—	—
9⑤	新エネルギー等発電設備の変更認定	—	—	—	—	—
9⑤	新エネルギー等発電設備の廃止届出	—	—	—	—	—
9⑤	新エネルギー等発電設備の氏名等変更届出	—	—	—	—	—
12①	新エネルギー等発電設備に係る報告徴収	—	—	—	—	—
12②	新エネルギー等発電設備に係る立入検査	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事前協議	
法定		事前協議 指示	
法定		事前協議	
法定			
法定	○	指示	
法定	○	指示	

②5

法令名： 租税特別措置法施行規則(S32大蔵省令第15号)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
規則5の7 ③Ⅱ	エネ革税制対象設備(エネルギー使用制御設備)を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に係る、当該設備等の要件確認・確認書の交付・確認取消	—	—							今回照会の対象外
規則20の2 ③Ⅱ	エネ革税制対象設備(エネルギー使用制御設備)を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に係る、当該設備等の要件確認・確認書の交付・確認取消	—	—							同上
規則22の23の2 ②Ⅱ	エネ革税制対象設備(エネルギー使用制御設備)を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に係る、当該設備等の要件確認・確認書の交付・確認取消	—	—	—	—	—				同上
		—	—	—	—	—				
		—	—	—	—	—				
		—	—	—	—	—				
		—	—	—	—	—				
		—	—	—	—	—				

「税制上の特例措置が平成25年度末までであるため、今回の議論の対象外である。」との回答

②6

法令名： 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(H20法33)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
規則 9①～③	経済産業大臣の認定の取消し	規則19②	規則19②	—	—	—
規則 12⑬	経済産業大臣の確認(各種報告に係るもの)	規則19②	規則19②	—	—	—
規則 13①	経済産業大臣の確認(経営承継贈与者の相続が開始した場合に係るもの)	規則19②	規則19②	—	—	—
規則 13④	経済産業大臣の確認の取消し(経営承継贈与者の相続が開始した場合に係るもの)	規則19②	規則19②	—	—	—
規則 16①	経済産業大臣の確認(指導及び助言に係るもの)	規則19②	規則19②	—	—	—
規則 17①	経済産業大臣の変更の確認(特定後継者の変更に係るもの)	規則19②	規則19②	—	—	—
規則 17②	経済産業大臣の変更の確認(特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画の変更に係るもの)	規則19②	規則19②	—	—	—
規則 18①	経済産業大臣の確認の取消し(第16条第1項の確認(第17条第1項又は第2項の変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認)に係るもの)	規則19②	規則19②	—	—	—
震災特例 省令2	東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対する経済産業大臣の確認及び確認の取消し	省令5	省令5	—	—	—
震災特例 省令3	東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対する経済産業大臣の確認に係る報告受理	省令5	省令5	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
			今回照会の対象外
			同上

※ 「震災特例」=東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令

②

法令名： 下請代金支払遅延等防止法(S31法120)

条項	事務内容	出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
9②	親事業者若しくは下請事業者に対する報告徴収又は立入検査の実施	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	指示	